

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年2月27日

香川県公安委員会委員長 横 井 久 子

### 香川県公安委員会規則第3号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則等の一部を改正する規則  
(銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部改正)

第1条 銃砲刀剣類所持等取締法施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>第2条 削除</p> <p>(射撃競技用拳銃、公演用銃砲刀剣類等を所持しようとする者に対する許可の期間)</p> <p>第6条 略</p> <p>(申請書の添付書類の様式)</p> <p>第7条 施行規則第11条第1項第12号に規定する証明書は、別記様式第5号の銃砲刀剣類所持証明書のとおりとする。</p> <p>(猟銃及び空気銃の取扱い講習会の開催)</p> <p>第10条 略</p> <table border="1"><thead><tr><th>講習会の種別</th><th>開催の場所及び頻度</th></tr></thead><tbody><tr><td>法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者を受講者とする講習会(以下「初心者講習会」という。)</td><td>高松市において受講予定者数に応じ4箇月に1回程度</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	講習会の種別	開催の場所及び頻度	法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者を受講者とする講習会(以下「初心者講習会」という。)	高松市において受講予定者数に応じ4箇月に1回程度	略		<p>(提出する申請書等の書類の部数)</p> <p>第2条 施行規則第1条第2項の規定により香川県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が定める提出すべき書類等の部数については、施行規則の規定中に3通とあるのは2通と、2通とあるのは1通とする。</p> <p>(射撃競技用けん銃、公演用銃砲刀剣類等を所持しようとする者に対する許可の期間)</p> <p>第6条 略</p> <p>(申請書の添付書類の様式)</p> <p>第7条 施行規則第11条第1項第14号に規定する証明書は、別記様式第5号の銃砲刀剣類所持証明書のとおりとする。</p> <p>(猟銃及び空気銃の取扱い講習会の開催)</p> <p>第10条 法第5条の3第1項に規定する講習会(以下単に「講習会」という。)の開催は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>講習会の種別</th><th>開催の場所及び頻度</th></tr></thead><tbody><tr><td>法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者を受講者とする講習会(以下「初心者講習会」という。)</td><td>高松市において受講予定者数に応じ3箇月に1回程度</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	講習会の種別	開催の場所及び頻度	法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者を受講者とする講習会(以下「初心者講習会」という。)	高松市において受講予定者数に応じ3箇月に1回程度	略	
講習会の種別	開催の場所及び頻度												
法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者を受講者とする講習会(以下「初心者講習会」という。)	高松市において受講予定者数に応じ4箇月に1回程度												
略													
講習会の種別	開催の場所及び頻度												
法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者を受講者とする講習会(以下「初心者講習会」という。)	高松市において受講予定者数に応じ3箇月に1回程度												
略													

## 第16条 削除

(射撃指導員として必要な知識の有無の認定)

第19条 施行規則第42条第1項第4号に掲げる基準に該当する者であるかどうかの認定は、考査により行うものとする。この場合においては、第13条第2項及び第3項の規定を準用する。

(空気銃又は拳銃の預り書の交付)

第26条 法第10条の5第1項の規定により空気銃又は拳銃(当該拳銃に係る拳銃部品及び当該拳銃に適合する拳銃実包を含む。)の保管の委託を受けた者は、委託者に対して、当該空気銃又は拳銃と引換えに別記様式第10号の空気銃又は拳銃預り書を交付するものとする。

(報告徴収、立入検査等の手続)

第27条 略

2 施行規則第88条の規定による立入検査の通告は、別記様式第13号の立入検査実施通告書により行うものとする。ただし、緊急に立入検査を実施する必要がある場合は、口頭で行うことができる。

3 略

(猟銃等保管業に係る届出済証明書及び改善命令等の手続)

第28条 第3条第1項の規定は、施行規則第90条第3項の規定により届出者に交付する猟銃等保管業届出済証明書について準用する。

2 略

(準空気銃製造事業等の届出)

第32条の2 第3条第1項の規定は、施行規則第100条第3項の規定により届出者に交付する準空気銃製造事業等届出済証明書について準用する。

2 施行規則第100条第4項の規定による準空気銃の製造又は輸出の事業の廃止の届出は、別記様式第20号の準空気銃製造・輸出事業廃止届出書を提

(許可証の記載事項の変更又は亡失等の届出)

第16条 施行規則第32条の規定による届出書の提出は、施行規則第33条第1項の規定による銃砲刀剣類所持許可証書換申請書の提出又は施行規則第34条の規定による銃砲刀剣類所持許可証再交付申請書の提出をもって代えることができる。この場合において、これらの申請書には、施行規則第32条に規定する届出事項を記載しなければならない。

(射撃指導員として必要な知識の有無の認定)

第19条 施行規則第43条第1項第4号に掲げる基準に該当する者であるかどうかの認定は、考査により行うものとする。この場合においては、第13条第2項及び第3項の規定を準用する。

(空気銃又はけん銃の預り書の交付)

第26条 法第10条の5第1項の規定により空気銃又はけん銃(当該けん銃に係るけん銃部品及び当該けん銃に適合するけん銃実包を含む。)の保管の委託を受けた者は、委託者に対して、当該空気銃又はけん銃と引き換えに別記様式第10号の空気銃又はけん銃預り書を交付するものとする。

(報告徴収、立入検査等の手続)

第27条 略

2 施行規則第89条の規定による立入検査の通告は、別記様式第13号の立入検査実施通告書により行うものとする。ただし、緊急に立入検査を実施する必要がある場合は、口頭で行うことができる。

3 略

(猟銃等保管業に係る届出済証明書及び改善命令等の手続)

第28条 第3条第1項の規定は、施行規則第91条第3項の規定により届出者に交付する猟銃等保管業届出済証明書について準用する。

2 略

(準空気銃製造事業等の届出)

第32条の2 第3条第1項の規定は、施行規則第101条第3項の規定により届出者に交付する準空気銃製造事業等届出済証明書について準用する。

2 施行規則第101条第4項の規定による準空気銃の製造又は輸出の事業の廃止の届出は、別記様式第20号の準空気銃製造・輸出事業廃止届出書を提

出して行わなければならない。

(模造拳銃製造事業等の届出)

第33条 第3条第1項の規定は、施行規則第102条第4項の規定により届出者に交付する模造拳銃製造事業等届出済証明書について準用する。

2 施行規則第102条第5項の規定による模造拳銃の製造又は輸出の事業の廃止の届出は、別記様式第21号の模造拳銃製造・輸出事業廃止届出書を提出して行わなければならない。

(模擬銃器製造事業等の届出)

第34条 第3条第1項の規定は、施行規則第103条第2項において準用する施行規則第102条第4項の規定により届出者に交付する模擬銃器製造事業等届出済証明書について準用する。

2 施行規則第103条第2項において準用する施行規則第102条第5項の規定による模擬銃器の製造又は輸出の事業の廃止の届出は、別記様式第21号の模擬銃器製造・輸出事業廃止届出書を提出して行わなければならない。

(銃砲又は刀剣類の発見の届出の手續)

第35条 法第23条の規定により銃砲又は刀剣類を発見した旨の届出があったときは、別記様式第22号の古式銃砲・刀剣類発見届により受理するものとする。

2 略

(一時保管した銃砲刀剣類等の不返還の通知)

第36条 施行規則第107条の規定による一時保管をした銃砲若しくは刀剣類又は準空気銃を返還しない旨の通知は、別記様式第24号の不返還通知書により行うものとする。

(猟銃安全指導委員の活動区域等)

第38条の2 略

(1)～(9) 略

(10)～(12) 略

2～5 略

出して行わなければならない。

(模造けん銃製造事業等の届出)

第33条 第3条第1項の規定は、施行規則第103条第4項の規定により届出者に交付する模造けん銃製造事業等届出済証明書について準用する。

2 施行規則第103条第5項の規定による模造けん銃の製造又は輸出の事業の廃止の届出は、別記様式第21号の模造けん銃製造・輸出事業廃止届出書を提出して行わなければならない。

(模擬銃器製造事業等の届出)

第34条 第3条第1項の規定は、施行規則第104条第2項において準用する施行規則第103条第4項の規定により届出者に交付する模擬銃器製造事業等届出済証明書について準用する。

2 施行規則第104条第2項において準用する施行規則第103条第5項の規定による模擬銃器の製造又は輸出の事業の廃止の届出は、別記様式第21号の模擬銃器製造・輸出事業廃止届出書を提出して行わなければならない。

(銃砲又は刀剣類の発見の届出の手續)

第35条 法第23条の規定により銃砲又は刀剣類を発見した旨の届出があったときは、別記様式第22号の銃砲刀剣類発見届により受理するものとする。

2 略

(一時保管した銃砲刀剣類等の不返還の通知)

第36条 施行規則第108条の規定による一時保管をした銃砲若しくは刀剣類又は準空気銃を返還しない旨の通知は、別記様式第24号の不返還通知書により行うものとする。

(猟銃安全指導委員の活動区域等)

第38条の2 猟銃安全指導委員規則(平成21年国家公安委員会規則第12号)

第2条第1項の規定により定める活動区域は、次に掲げる区域とする。

(1)～(9) 略

(10) 香川県善通寺警察署の管轄区域

(11)～(13) 略

2～5 略

別記様式第8号(第21条、第24条関係)

教習資格  
認定取消通知書  
練習資格

第 号  
年 月 日

殿

香川県公安委員会 印

あなたは、次の理由により銃砲刀剣類所持等取締法第5条の4第1項ただし書に規定する者に該当すると認められ、同法第9条の5第3項において準用する同法第9条の5第9条の10第3項の規定により、教習資格の認定を取り消したので通知する。  
練習資格

理由

備考

- 1 あなたに交付しました教習資格認定証又は練習資格認定証は、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第36条の銃砲刀剣類所持許可証等返納届出書に添えて速やかに返納してください。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第8号(第21条、第24条関係)

教習資格  
認定取消通知書  
練習資格

第 号  
年 月 日

殿

香川県公安委員会 印

あなたは、次の理由により銃砲刀剣類所持等取締法第5条の4第1項ただし書に規定する者に該当すると認められ、同法第9条の5第3項において準用する同法第9条の5第9条の10第3項の規定により、教習資格の認定を取消したので通知する。  
練習資格

理由

備考

- 1 あなたに交付しました教習資格認定証又は練習資格認定証は、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第37条の銃砲刀剣類所持許可証等返納届出書に添えて速やかに返納してください。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第10号（第26条関係）

第 号	空気銃又は拳銃預り書	年 月 日
委託者	殿	受託者 (印)
拳銃の種類、番号及び数量、実包数、付属品名及び数量		
拳銃部品の種類、番号及び数量		
注 意 事 項	拳銃及び拳銃部品の返還は、この預り書と引換えに行うことになるので、大切に保管すること。	

----- 切 取 線 -----

空気銃又は拳銃預り書		第 号
預り年月日		年 月 日
委 託 者	本 籍	
	住 所	
	職 業	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日 ( 歳)
拳銃の種類、番号及び数量、実包数、付属品名及び数量		
拳銃部品の種類、番号及び数量		
保 管 場 所		
取 扱 責 任 者		

備考

- 1 受託者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第10号（第26条関係）

第 号	空気銃又はけん銃預り書	年 月 日
委託者	殿	受託者 (印)
けん銃の種類、番号及び数量、実包数、付属品名及び数量		
けん銃部品の種類、番号及び数量		
注 意 事 項	けん銃及びけん銃部品の返還は、この預り書と引換えに行うことになるので、大切に保管すること。	

----- 切 取 線 -----

空気銃又はけん銃預り書		第 号
預り年月日		年 月 日
委 託 者	本 籍	
	住 所	
	職 業	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日 ( 歳)
けん銃の種類、番号及び数量、実包数、付属品名及び数量		
けん銃部品の種類、番号及び数量		
保 管 場 所		
取 扱 責 任 者		

備考

- 1 受託者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第12号 (第27条関係)

(表)

銃砲保管状況報告書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

報告者 住所  
職業  
氏名  
(電話)

(印)

所持している銃の種類及び数量	ライフル銃 丁	散弾銃 丁	空気銃 丁	その他の銃砲 丁	計 丁
保管設備の場所	1 独立家屋		2 アパートの一室		3 間借り
同居人の有無	1 有 (家族・他人)		2 無		
保管設備の種別	1 金属製保管庫		2 木製保管庫		3 その他
施錠設備	1 有		2 無		
保管設備 (大きさ、形状) 1 大きさ	タテ cm		ヨコ cm		奥行き cm
2 形状 (該当するものを○で囲む) 真四角	(写真貼付)  報告者と保管設備が共に撮影された写真を貼り付けること。				
長方形 (縦長)					
長方形 (横長)					
その他 ( )					
装弾庫設置の状況	銃砲に適合する実包、空砲又は金属性弾丸を銃と別に保管できる設備があるか 有 無				
施錠設備	有 無				
装弾庫の種別	1 金属製保管庫 2 木製保管庫 3 その他				
火薬類の貯蔵設備	1 有		2 無		

別記様式第12号 (第27条関係)

(表)

銃砲保管状況報告書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

報告者 住所  
職業  
氏名  
(電話)

(印)

所持している銃の種類及び数量	ライフル銃 丁	散弾銃 丁	空気銃 丁	その他の銃砲 丁	計 丁
保管設備の場所	1 独立家屋		2 アパートの一室		3 間借り
同居人の有無	1 有 (家族・他人)		2 無		
保管設備の種別	1 金属製保管庫		2 木製保管庫		3 その他
施錠設備	1 有		2 無		
保管設備 (大きさ、形状) 1 大きさ	タテ cm		ヨコ cm		奥行き cm
2 形状 (該当するものを○で囲む) 真四角	(写真ちょう付)  報告者と保管設備が共に撮影された写真をはり付けること。				
長方形 (縦長)					
長方形 (横長)					
その他 ( )					
装弾庫設置の状況	銃砲に適合する実包、空砲又は金属性弾丸を銃と別に保管できる設備があるか 有 無				
施錠設備	有 無				
装弾庫の種別	1 金属製保管庫 2 木製保管庫 3 その他				
火薬類の貯蔵設備	1 有		2 無		

(裏)

<p>保管の状況</p> <p>(保管設備の扉を開け、中に銃砲を置いた状態で撮影した写真を貼り付けること。)</p>	
<p>保管設備の設置場所</p> <p>(銃砲の保管設備及び装弾庫の家屋内での位置略図を記入すること。)</p>	

備考

- 1 報告者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(裏)

<p>保管の状況</p> <p>(保管設備の扉を開け、中に銃砲を置いた状態で撮影した写真をはり付ける)</p>	
<p>保管設備の設置場所</p> <p>(銃砲の保管設備及び装弾庫の家屋内での位置略図)</p>	

備考

- 1 報告者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第13号（第27条関係）

立入検査実施通告書

第 号  
年 月 日

殿

香川県公安委員会 印

あなたが所持している猟銃の保管状況について、銃砲刀剣類所持等取締法第10条の6第2項の規定による立入検査を次により実施するので、同条第3項の規定により通告する。

立入検査予定日時 年 月 日 午 時頃

（注） 都合が悪い場合は、所轄警察署へ速やかに連絡してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第13号（第27条関係）

立入検査実施通告書

第 号  
年 月 日

殿

香川県公安委員会 印

あなたが所持している猟銃の保管状況について、銃砲刀剣類所持等取締法第10条の6第2項の規定による立入検査を次により実施するので、同条第3項の規定により通告する。

立入検査予定日時 年 月 日 午 時ごろ

（注） 都合が悪い場合は、所轄警察署へ速やかに連絡してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。



別記様式第16号の2 (第30条の2 関係)

年少射撃資格認定取消通知書

第 号  
年 月 日

殿

香川県公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法第11条の3 第1項 第2項 の規定により、次のとおり年少射撃資格の認定を取り消したので通知する。

被処分者	本籍				
	住所				
	職業				
	氏名		性別	男・女	
処分内容	認定の取消し				
	銃の種別	認定年月日	認定番号		
処分理由					
射撃指導員	住所				
	職業				
	氏名		性別	男・女	

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第16号の2 (第30条の2 関係)

年少射撃資格認定取消通知書

第 号  
年 月 日

殿

香川県公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法第11条の3 第1項 第2項 の規定により、次のとおり年少射撃資格の認定を取り消したので通知する。

被処分者	本籍				
	住所				
	職業				
	氏名		性別	男・女	
処分内容	認定の取消し				
	銃の種別	認定年月日	認定番号		
処分理由					
射撃指導員	本籍				
	住所				
	職業				
	氏名		性別	男・女	

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第20号（第32条の2関係）

準空気銃製造・輸出事業廃止届出書

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第100条第4項の規定により、準空気銃の製造の事業を廃止したので次のとおり届け出ます。

年 月 日

香川県公安委員会 殿

届出人氏名 ㊟

主たる事務所の名称及び所在地	
事業場の名称及び所在地並びに責任者の住所及び氏名	
廃止年月日及び理由	
返納の書類	準空気銃製造事業等届出済証明書

備考

- 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 届出人が法人である場合は、届出人氏名欄は、その名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 不要の文字は、横線で消すこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第20号（第32条の2関係）

準空気銃製造・輸出事業廃止届出書

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第101条第4項の規定により、準空気銃の製造の事業を廃止したので次のとおり届け出ます。

年 月 日

香川県公安委員会 殿

届出人氏名 ㊟

主たる事務所の名称及び所在地	
事業場の名称及び所在地並びに責任者の住所及び氏名	
廃止年月日及び理由	
返納の書類	準空気銃製造事業等届出済証明書

備考

- 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 届出人が法人である場合は、届出人氏名欄は、その名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 不要の文字は、横線で消すこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第21号（第33条、第34条関係）

模造拳銃  
製造・輸出事業廃止届出書  
模擬銃器

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則 第102条第5項  
第103条第2項 において準用する同規則第102条

第5項の規定により、模造拳銃の製造の事業を廃止したので次のとおり届け出ます。  
模擬銃器の輸出

年 月 日

香川県公安委員会 殿

届出人氏名



主たる事務所の 名称及び所在地	
事業場の名称 及び所在地並び に責任者の住所 及び氏名	
廃止年月日及び 理由	
返納の書類	模造拳銃 模擬銃器 製造事業等届出済証明書

備考

- 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 届出人が法人である場合は、届出人氏名欄は、その名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 不要の文字は、横線で消すこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第21号（第33条、第34条関係）

模造けん銃  
製造・輸出事業廃止届出書  
模擬銃器

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則 第103条第5項  
第104条第2項 において準用する同規則第103条

第5項の規定により、模造けん銃の製造の事業を廃止したので次のとおり届け出ます。  
模擬銃器の輸出

年 月 日

香川県公安委員会 殿

届出人氏名



主たる事務所の 名称及び所在地	
事業場の名称 及び所在地並び に責任者の住所 及び氏名	
廃止年月日及び 理由	
返納の書類	模造けん銃 模擬銃器 製造事業等届出済証明書

備考

- 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 届出人が法人である場合は、届出人氏名欄は、その名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 不要の文字は、横線で消すこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第22号 (第35条関係)

(表)

古式銃砲・刀剣類発見届		年 月 日
警察署長 殿		届出人 <input type="checkbox"/> (発見者との関係)
発見者 (登録申請者)	住所 電話番号 - -	
	職業	
	氏名	年 月 日生 ( 歳)
発見物件		
発見年月日	年 月 日	
発見場所		
発見の端緒		
----- 切 取 線 -----		
古式銃砲・刀剣類発見届出済証		
		警察署長 <input type="checkbox"/>
発見者 (登録申請者)	住所 電話番号 - -	
	職業	
	氏名	年 月 日生 ( 歳)
発見物件		
届出年月日	年 月 日	
住所確認書類：住民票・運転免許証・健康保険被保険者証・その他 ( )		
※ 裏面の注意事項を確認してください。		
古式銃砲・刀剣類登録通知書		年 月 日
香川県公安委員会 殿		教育委員会 <input type="checkbox"/>
登録申請者	住所 電話番号 - -	
	氏名	
登録をした物件		
登録記号番号		
----- 切 取 線 -----		
古式銃砲・刀剣類登録希望者通知書		年 月 日
教育委員会 殿		警察署長 <input type="checkbox"/>
発見者 (登録申請者)	住所 電話番号 - -	
	氏名	
発見物件		
取扱者	係 階級 氏名	連絡先

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第22号 (第35条関係)

(表)

銃砲刀剣類発見届		年 月 日
警察署長 殿		届出人 <input type="checkbox"/>
1 発見届出人	住所	
	職業	氏名 年齢 歳
2 発見銃砲刀剣類		
3 発見年月日	年 月 日	
	場所	
割	事由	
----- 切 取 線 -----		
銃砲刀剣類発見届出済証		警察署長 <input type="checkbox"/>
1 発見届出人	住所	
	職業	氏名 年齢 歳
2 発見銃砲刀剣類		
3 届出年月日	年 月 日	
銃砲刀剣類登録通知書		年 月 日
香川県公安委員会 殿		香川県教育委員会 <input type="checkbox"/>
1 申請者	住所	
	氏名	
2 登録した銃砲刀剣類		
3 登録番号		
----- 切 取 線 -----		
銃砲刀剣類登録希望者通知書		年 月 日
香川県教育委員会 殿		警察署長 <input type="checkbox"/>
1 発見届出人	住所	
	氏名	
2 発見銃砲刀剣類		

登録申請者住所等

警察署

(裏)

注 意

- 1 表側の(1)の票に必要な事項を記入の上、発見した物件とともに、最寄りの警察署に届け出てください。
- 2 「発見場所」とは、例えば押し入れ、土蔵、倉庫の中等の場所を記入してください。
- 3 「発見の端緒」とは、例えば引越し、大掃除、家屋の改築等の際に発見と記入してください。
- 4 発見の状況の分かる家族又は使用人で責任ある者が代わって届出をすることも可能です。

注 意

- 1 この票を受領後、速やかに登録申請をしてください。  
速やかに登録申請をしなかった場合は、この票があっても、銃砲刀剣類所持等取締法第3条第1項違反(不法所持)となります。
- 2 教育委員会に登録の申請をする際は、この票を登録申請書に添えて差し出してください。
- 3 登録を受けないと他人に譲り渡す等できません。
- 4 登録されなかった場合は、所持することができないので警察署に提出してください。
- 5 (2)の票と(3)の票とは切り離さないで下さい。
- 6 この票を亡失又は著しく毀損したときは、速やかに届出をした警察署に申し出てください。

上記注意事項を確認しました。 発見者署名 \_\_\_\_\_

(裏)

注 意

- 1 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。
- 2 発見の場所とは、例えば「押入、土蔵、倉庫の中」等の場所を記載すること。
- 3 発見の事由とは、例えば「引越大掃除、家屋の改築の際に発見」等と記載すること。
- 4 発見の状況のわかる家族又は使用人で責任ある者が、代わって届出をすることもできます。

注 意

- 1 登録を受けるまでは、銃砲刀剣類発見届出済証を刀剣と共に大切に保管すること。
- 2 登録申請は、香川県教育委員会で受け付けているので速やかに登録の手続きをすること。
- 3 香川県教育委員会に登録の申請をする際は、銃砲刀剣類発見届出済証を登録申請書に添えて提出すること。
- 4 銃砲刀剣類は、登録を受けないと他人に譲り渡すことはできないので注意すること。
- 5 登録されなかった銃砲刀剣類は、そのままの状態では所持することができないので注意すること。
- 6 銃砲刀剣類発見届出済証と銃砲刀剣類登録通知書は、切り離さないこと。
- 7 銃砲刀剣類発見届出済証及び銃砲刀剣類登録通知書を亡失し、又は著しくき損したときは、速やかに届出をした警察署に申し出ること。

(火薬類取締法施行細則の一部改正)

第2条 火薬類取締法施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第2条 削除</p> <p>(猟銃用火薬類等の譲受許可数量)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>公益財団法人日本体育協会</u>の加盟団体である<u>公益社団法人日本ライフル射撃協会</u>又は<u>一般社団法人日本クレイ射撃協会</u>の会員で、国民体育大会又は国際的規模の射撃競技大会の選手又は選手候補であるものからの申請に係る許可については、合宿訓練、特別強化訓練等特別な場合に限り、その者の標的射撃の用途に供する実包の譲受許可数量を使用計画に合わせて適宜5,000個以上に増量することができる。</p> <p>3 略</p> <p>(譲渡許可証等の継続記載欄の追加の方法)</p> <p>第4条 猟銃用火薬類等府令第8条の記載欄の追加は、別記様式第1号の譲渡(受)人記載欄の用紙を届出に係る許可証の裏面に<u>貼り付け</u>、公安委員会の印で割印して行うものとする。</p>	<p>(提出する書類の部数)</p> <p>第2条 猟銃用火薬類等府令第13条第2項の規定により公安委員会が定める提出すべき書類の部数については、<u>猟銃用火薬類等府令の規定(第11条第1項の規定を除く。)</u>中に3通とあるのは2通と、2通とあるのは1通とする。</p> <p>(猟銃用火薬類等の譲受許可数量)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>財団法人日本体育協会(昭和2年8月8日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。)</u>の加盟団体である<u>日本ライフル射撃協会</u>又は<u>日本クレイ射撃協会</u>の会員で、国民体育大会又は国際的規模の射撃競技大会の選手又は選手候補であるものからの申請に係る許可については、合宿訓練、特別強化訓練等特別な場合に限り、その者の標的射撃の用途に供する実包の譲受許可数量を使用計画に合わせて適宜5,000個以上に増量することができる。</p> <p>3 略</p> <p>(譲渡許可証等の継続記載欄の追加の方法)</p> <p>第4条 猟銃用火薬類等府令第8条の記載欄の追加は、別記様式第1号の譲渡(受)人記載欄の用紙を届出に係る許可証の裏面に<u>はり付け</u>、公安委員会の印で割印して行うものとする。</p>

(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

第3条 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則(平成12年香川県公安委員会規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表(第2条関係)</p>	<p>別表(第2条関係)</p>

法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長
1～27 略				
28 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）	第3条第1項第11号～第8条第10項 略			
	第8条の2 第2項	失効拳銃の部品の提出命令及び仮領置	略	
	第8条の2 第3項	仮領置した失効拳銃の部品の返還		
	第8条の2 第4項	仮領置した失効拳銃の部品の売却又は廃棄（第8条第9項の準用）		
	第8条の2 第4項	仮領置した失効拳銃の部品の売却代金の交付（第8条第10項の準用）		
	第9条第3項～第11条第3項 略			
	第11条第4 項	拳銃等又は猟銃の所持許可の取消し	略	
	第11条第5項～第11条第10項 略			
	第11条第11 項	略		
	第11条第11 項	略		
	第11条の2 第1項	取消し前の拳銃部品の提出命令及び仮領置	略	
	第11条の2 第2項	調査のため保管している拳銃部品の仮領置		
	第11条の2	取消し後の拳銃部品		

法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長
1～27 略				
28 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）	第3条第1項第11号～第8条第10項 略			
	第8条の2 第2項	失効けん銃の部品の提出命令及び仮領置	略	
	第8条の2 第3項	仮領置した失効けん銃の部品の返還		
	第8条の2 第4項	仮領置した失効けん銃の部品の売却又は廃棄（第8条第9項の準用）		
	第8条の2 第4項	仮領置した失効けん銃の部品の売却代金の交付（第8条第10項の準用）		
	第9条第3項～第11条第3項 略			
	第11条第4 項	けん銃等又は猟銃の所持許可の取消し	略	
	第11条第5項～第11条第10項 略			
	第11条第11 項	略		
	第11条第11 項	略		
	第11条の2 第1項	取消し前のけん銃部品の提出命令及び仮領置	略	
	第11条の2 第2項	調査のため保管しているけん銃部品の仮領置		
	第11条の2	取消し後のけん銃部		

第3項	の提出命令及び仮領置	
第11条の2 第4項	拳銃の所持の許可が取り消された場合における仮領置した拳銃部品の返還	
第11条の2 第5項	拳銃の所持の許可が取り消されなかった場合における仮領置した拳銃部品の返還	
第11条の2 第6項	仮領置した拳銃部品の売却又は廃棄（第8条第9項の準用）	
第11条の2 第6項	仮領置した拳銃部品の売却代金の交付（第8条第10項の準用）	
第11条の3～第13条の3第2項 略		
第13条の3 第3項	調査を行う間における拳銃部品の提出命令及び保管	略
第13条の3 第4項	調査のため保管した拳銃部品の返還	
第14条第4項、第16条第2項、第17条第3項及び第18条の2第3項・第21条の3第1項第4号 略		
第22条の2 第1項	模造拳銃の製造又は輸出を業とする者の届出の受理	略
第22条の3第2項～第27条の2第2項 略		
第27条の3	警察官又は海上保安官による拳銃等の譲	略

第3項	品の提出命令及び仮領置	
第11条の2 第4項	けん銃の所持の許可が取り消された場合における仮領置したけん銃部品の返還	
第11条の2 第5項	けん銃の所持の許可が取り消されなかった場合における仮領置したけん銃部品の返還	
第11条の2 第6項	仮領置したけん銃部品の売却又は廃棄（第8条第9項の準用）	
第11条の2 第6項	仮領置したけん銃部品の売却代金の交付（第8条第10項の準用）	
第11条の3～第13条の3第2項 略		
第13条の3 第3項	調査を行う間におけるけん銃部品の提出命令及び保管	略
第13条の3 第4項	調査のため保管したけん銃部品の返還	
第14条第4項、第16条第2項、第17条第3項及び第18条の2第3項・第21条の3第1項第4号 略		
第22条の2 第1項	模造けん銃の製造又は輸出を業とする者の届出の受理	略
第22条の3第2項～第27条の2第2項 略		
第27条の3	警察官又は海上保安官によるけん銃等の譲	略



		受け等の許可	
		第28条の2第1項～第29条第2項 略	
(1) 銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)	第2条第3号	略	
	第6条第1項	射撃競技用拳銃又は空気拳銃を所持しようとする者に対する許可の期間の定め	略
		第6条第2項～第35条第6項 略	
(2) 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)	第1条第2項～第6条第5項 略		
	第10条第1項第1号	略	
	第10条第3項	指定医による受診の要求	○
	第12条第2項	略	
	第18条～第26条 略		
	第35条第1項	略	
	第38条	仮領置書の交付及び保管書の返還の要求	略
	第40条	略	
	第41条	略	
	第44条	略	
	第45条	略	
	第46条第1項	射撃指導員指定書記載事項変更届出書の受理	○
	第46条第2項	射撃指導員指定書の再交付の申請の受理	○
第51条	略		
第53条～第74条 略			

		譲受け等の許可		
		第28条の2第1項～第29条第2項 略		
(1) 銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)	第2条第3号	略		
	第6条第1項	射撃競技用けん銃又は空気けん銃を所持しようとする者に対する許可の期間の定め	略	
		第6条第2項～第35条第6項 略		
(2) 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)	第1条第2項～第6条第5項 略			
	第10条第1項第2号	略		
	第12条第2項	略		
	第18条～第26条 略			
	第36条第1項	略		
	第39条	仮領置書の交付及び保管書の受理	略	
	第41条	略		
	第42条	略		
	第45条	略		
	第46条	略		
	第51条	略		
	第53条～第74条 略			

第80条	略	
第90条第2項	猟銃等保管業届出書の記載事項変更届出の受理	略
第90条第3項	略	
第93条	略	
第94条	略	
第96条	調査のため保管する銃砲若しくは刀剣類又は拳銃部品に係る保管書の交付	略
第97条	調査のため保管した銃砲若しくは刀剣類又は拳銃部品の返還時の保管書及び受領書の受理	
第100条第2項	略	
第100条第3項	略	
第100条第4項	略	
第102条第3項	模造拳銃製造等届出書の記載事項変更届出の受理	略
第102条第4項	略	
第102条第5項	模造拳銃製造等の廃止の届出の受理	略
第103条第2項	模擬銃器製造等届出書の記載事項変更届	

第81条	略	
第91条第2項	猟銃等保管業届出書の記載事項変更届出書の受理	略
第91条第3項	略	
第94条	略	
第95条	略	
第97条	調査のため保管する銃砲若しくは刀剣類又はけん銃部品に係る保管書の交付	略
第98条	調査のため保管した銃砲若しくは刀剣類又はけん銃部品の返還時の保管書及び受領書の受理	
第101条第2項	略	
第101条第3項	略	
第101条第4項	略	
第103条第3項	模造けん銃製造等届出書の記載事項変更届出の受理	略
第103条第4項	略	
第103条第5項	模造けん銃製造等の廃止の届出の受理	略
第104条第2項	模擬銃器製造等届出書の記載事項変更届	

		出の受理（第102条第3項の準用）	
	第103条第2項	届出を受理した旨を記載した届出書の交付（第102条第4項の準用）	
	第103条第2項	模擬銃器製造等の廃止の届出の受理（第102条第5項の準用）	
	第108条	銃砲刀剣類等一時保管書及び代金領収書の受理並びに売却代金明細書の交付（第41条の準用）	
	第113条	略	
	第114条	提出命令書及び代金領収書の受理並びに売却代金明細書の交付（第41条の準用）	略
	第117条	略	
(3) 略			
(4) 技能検 定、技能講 習及び射撃 教習に關す る規則（昭 和53年国家 公安委員会 規則第8号）	第5条	略	
	第10条	技能講習の打切り	略
(5)・(6) 略			
29～100 略			
備考			

		出の受理（第103条第3項の準用）	
	第104条第2項	届出を受理した旨を記載した届出書の交付（第103条第4項の準用）	
	第104条第2項	模擬銃器製造等の廃止の届出の受理（第103条第5項の準用）	
	第109条	銃砲刀剣類等一時保管書及び代金領収書の受理並びに売却代金明細書の交付（第42条の準用）	
	第114条	略	
	第115条	提出命令書及び代金領収書の受理並びに売却代金明細書の交付（第42条の準用）	略
	第117条	略	
(3) 略			
(4) 技能検 定、技能講 習及び射撃 教習に關す る規則（昭 和53年国家 公安委員会 規則第8号）	第5条	略	
	第6条第3項	技能講習の打切り（第5条の準用）	略
(5)・(6) 略			
29～100 略			
備考			

略

略

附 則

- 1 この規則は、平成27年3月1日から施行する。ただし、第1条中銃砲刀剣類所持等取締法施行細則第38条の2の改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行細則別記様式第8号、別記様式第10号、別記様式第12号、別記様式第13号、別記様式第16号の2及び別記様式第20号から別記様式第22号までによる用紙は、当分の間、修正して使用することができる。